

福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年9月21日)

【 件 名 】

- 1 鳥取短期大学幼児教育保育学科の定員変更の方針について
(子育て王国課) . . . 2

子育て・人財局

鳥取短期大学幼児教育保育学科の定員変更の方針について

令和3年9月21日
子育て王国課

学校法人藤田学院より、当該法人が設置する鳥取短期大学（以下「鳥短」という）の幼児教育保育学科の入学定員を令和4年度の入学者から5名減とする方針が示されましたので、その概要を報告します。

1 鳥短の定員に係る県との協定

- 平成27年3月の鳥取県立保育専門学院（以下「保専」という）廃止に当たり、県は保専が担っていた保育士養成機能を鳥短へ引き継ぐこととし、県と鳥短の間で、幼児教育保育学科の平成26年度入学者定員120名を25名増の計145名とする等を定めた「保育・幼児教育の質の向上と保育士養成・確保に関する協定」（以下「協定」という）を締結した。
- 現在も、この協定に基づき、県との相互連携を行っている。（第2期目）

[協定]

第2条 乙は、2019年度から2023年度までの入学定員を25人増加させ、145人とする。

2 前項の規定にかかわらず、2019年度から2023年度までの入学定員について特別な事情がある場合は、両方で協議を行い、その結果により取扱いを決定する。

3 2024年度以降の取扱いについては、両方で協議を行い、方針を決定する。

2 幼児保育学科の入学定員変更の方針

(1) 変更内容

幼児教育保育学科の入学定員を現行の145名から5名減の140名とする。（生活学科情報・経営専攻の定員を35名から5名増の40名とする。）

(2) 減員の理由

- 平成26年度以降数年間は140名程度の入学者を確保してきたが、近年、定員割れが続いている。平成24年から鳥根県に数校養成校が新設されたことが一因と考えている。他校との差別化を図り、入学者確保の取組を継続するが、現行定員（145名）を確保することは難しい。
- 近年の高校生（入学志願者）と企業ニーズの実態を勘案し、生活学科情報・経営専攻を増員（5名）するため、幼児教育保育学科を減員し学内調整を図ることとした。

[参考] 鳥短入学者の推移（幼児教育学科、生活学科情報・経営専攻）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
幼児教育保育学科(定員145)	149	130	139	141	137	122	133	113
生活学科情報・経営専攻(定員35)	34	34	35	42	49	44	44	48

3 特別な事情について

(1) 鳥短の取組

①保育の質向上に向けて（既存の取組を強化）

- ・リカレント教育、現職研修、資格付与等に係る取組強化
鳥短開設「履修証明プログラム」の充実、幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例（保育士特例講座）の継続実施、県委託保育従事者研修の継続実施
- ・鳥取県教育委員会との連携強化
ア) 幼児教育センターで扱う研修への協力
イ) 中・高大連携…中・高校で行われる保育関連の学びへの短大教員の派遣（私立校含む）
- ・保育現場や関係団体との連携強化
実習巡回訪問指導、実習連絡協議会を通じた現場の声の吸い上げ→大学教育への反映、関係行政・機関等への意見代弁
- ・外部研修等講師派遣
県子育て支援員研修、キャリアアップ研修、児童館連絡協議会等へ継続派遣

②地域貢献（法人全体での取組）

- ・保育現場への学生・教員の派遣…ボランティア活動等の推奨、園内研修講師、保育カンファレンスへの参加
- ・保育者・保護者向けの「子育て支援」応援…保育・子育てに役立つ知識や情報のコンテンツ作成と発信、地域サークル等の支援
- ・養成校が連携して実施する地域向けイベントの検討

(2) 保育環境の更なる充実を目指した取組(案)

- ①保育の質向上：現場のニーズに即した研究・政策提案・研修実施
 - ・園訪問を通じて、園が求める人材のニーズを聴取
 - ・鳥短附属こども園(認定こども園)等をフィールドとした調査研究
 - ・把握したニーズを勘案したフォローアップ研修の企画・実施
- ②地域貢献：地域ニーズ(子育て・保育・福祉等)に即応する担い手の育成
 - ・鳥短版「まちの(子育て)広場」、市町村の子育て拠点へ地域(学生)ボランティアとして参画(例：居場所支援、学習支援、放課後児童クラブ、児童館活動、図書館連携(読み聞かせ)等)
- ③保育人財の定着：園訪問による卒業生のフォロー
 - ・就職後早期の離職を防ぐため、教員による園訪問の実施
- ④保育人財の確保：高校生等への保育の魅力発信
 - ・オープンキャンパスに加え研究発表や体験授業、出前説明会、保育の魅力を発信するイベント等の開催を通じ、将来の職業としての“保育士”を認知
 - ・鳥取県内外(岡山県、島根県、兵庫県中心)へアプローチし、人材確保、定員充足に寄与
 - ・保育施設が一堂に介した就職フェアの開催、施設と学生のマッチング

[参考] 県の保育人材の確保定着のための主な取組

- (1) 保育士・保育所支援センターによる支援
 - ・保育士就職支援コーディネーター及び相談員による就職相談支援
 - ・現職保育士への相談窓口の設置、事業主の労務相談に対する専門機関への橋渡し
 - ・潜在保育士等の再就職支援(セミナーの実施、就職準備金や保育料の貸付など)
- (2) 保育人材確保・定着に向けた取組
 - ・保育学生のための「合同職場説明会」、エルダー制度によるメンタルサポート
 - ・処遇改善(職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費加算)

4 国への定員変更手続きについて

定員変更にあたっては、変更年度の前年度の9月末までに文部科学省(学校法人の収容定員の変更)及び県(指定保育士養成施設の定員変更)への届出が必要となる。